

兵労発基0709第3号  
平成30年7月9日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会  
兵庫県支部長 殿

兵庫労働局長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等及び墜落制止  
用器具の安全な使用に関するガイドラインの策定について（要請）

平素より、労働安全衛生行政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第184号）が平成30年6月8日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第75号）及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第249号）が平成30年6月19日にそれぞれ公布又は告示され、平成31年2月1日から施行又は適用されることとなりました。

今般の改正の趣旨は、諸外国や国際標準化機構（ISO）の動向等を踏まえ、建設業等の高所作業において使用される安全帯について、その名称を「墜落制止用器具」に改め、フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具等の適用範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化したものです。

また、これらの施行等を見据えて厚生労働省では、改正政省令等に規定された事項を含め、事業者が実施すべき事項を一体的に示すことで、事業者における墜落制止用器具の安全な使用を促し、墜落及び転落による労働災害防止をより一層推進するため、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定したところです。

つきましては、貴団体におかれましても、この改正政省令等及び本ガイドラインの趣旨を御理解の上、貴団体傘下の会員事業場に対し周知徹底を図るとともに、墜落制止用器具の安全な使用につきまして、一層の推進を図られるよう要請いたします。

（添付資料）

- （1）平成30年6月22日付け基発0622第1号通達（写）
- （2）新旧対照条文
- （3）墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン
- （4）安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！（リーフレット）